

京都市告示第608号

屋外広告物法第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等について、京都市屋外広告物等に関する条例第39条の3及び京都市屋外広告物等に関する条例施行規則第44条の規定により、当該屋外広告物等を返還する日、時間その他の事項を次のとおり告示します。

平成30年3月2日

京都市長 門川 大作

1 返還する日及び時間

平成30年3月9日 午後2時00分から午後3時00分まで

2 返還の場所

京都市伏見区竹田中川原町42番地

京都市都市計画局広告景観づくり推進室 竹田一時保管場所

3 返還の対象となる屋外広告物等

(1) 平成29年3月21日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」において公告した屋外広告物等

(2) 平成29年4月27日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」において公告した屋外広告物等

(3) 平成29年5月22日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」において公告した屋外広告物等

(4) 平成29年6月29日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」において公告した屋外広告物等

(5) 平成29年7月20日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」において公告した屋外広告物等

(6) 平成29年9月1日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」において公告した屋外広告物等

(7) 平成29年9月22日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」において公告した屋外広告物等

(8) 平成29年11月1日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」において公告した屋外広告物等

- (9) 平成29年12月13日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」
において公告した屋外広告物等
- (10) 平成30年1月18日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」
において公告した屋外広告物等
- (11) 平成30年2月26日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」
において公告した屋外広告物等

(都市計画局広告景観づくり推進室)